

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成28年7月29日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町9番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京都中央信用金庫 理事長 白波瀬 誠					
主たる業種	協同組織金融業(信用金庫)						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	京都議定書採択の地である"京都"を地盤とする信用金庫として、また、CSRの一環として、地球環境保全活動に積極的取り組み、地域社会の持続的発展に寄与していきます。						
計画を推進するための体制	平成22年4月1日に本店ビルにおいてISO14001の認証取得しその体制を継続している。新店舗や建替え店舗については環境配慮型店舗とし、本業においてはエコ定期預金の販売し環境に配慮しています。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,528.1 トン	8,328.8 トン	7,848.8 トン		-5.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,635.1 トン	4,463.0 トン	7,848.8 トン		-28.7 パーセント	
	実績に対する自己評価	節電意識の継続とLED照明器具の導入、空調機の高効率化などにより、温室効果ガス排出量を基準年度比439.3トン5.2%(評価対象2479.2トン28.7%)減量しており、年1%削減目標はクリアしている。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (床面積×1/100)	7.19	6.97	6.61		-5.56 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	節電対策を維持するとともに古い設備の更新やLED照明器具の導入し、5.56%の減少となった。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		106.0 パーセント	106.0 パーセント	106.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	ISO14001による環境意識の向上の継続と夏季・冬季に節電体制を強化に努めるとともに、LED照明器具の導入や空調機の高効率化を進める。					
	(27)年度	ISO14001による環境意識の向上の継続と夏季・冬季に節電体制を強化に努めるとともに、LED照明器具の導入や空調機の高効率化を進める。					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	役職員の通勤に自己車両を使用することは原則禁止、公共交通機関による通勤を義務付けている。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	一部、公共交通機関による通勤ができない役員以外は全て公共交通機関による通勤をしており、CO2排出を最小限に抑えている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	環境配慮型自動車の購入および環境配慮型自動車のローン借換資金の融資「京都中債『びわこマイカーローン』」を発売、平成28年3月末残は2,142件3,919百万円となりました。また、再生可能エネルギーによる発電設備購入資金や節電・環境対策等設備 関連資金を融資する京都中債「スーパーエコローン」を販売、平成28年3月末残は93件1,601百万円となりました。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	3,865.8 トン	3,865.8 トン	トン	トン			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。